

公立大学法人奈良県立大学附属高等学校授業料減免規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学料金規程第10条の4の規定に基づき、奈良県立大学附属高等学校に在学する生徒で経済的理由等により修学に極めて困難があるもの等に対して就学条件の緩和を図るため授業料を減免し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(対象者の要件)

第2条 授業料の減免は、保護者（親権者もしくは親権者がいない場合は生徒の学費を主として負担している者。）または生徒が次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- (1) 同一世帯全員の市町村民税の所得割が非課税の場合
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第93条による留学を許可された場合
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条による養護施設に入所の場合
- (4) 同一世帯全員の所得額の合計が別に定める基準額以下の場合
- (5) 天災その他の災害により学費の支弁が困難と認められる場合
- (6) その他別に定める事情による場合

(減免金額)

第3条 減免する額は、当該授業料を納入できないと認められる金額を限度とし、その算定の基準等は別途定める。

(減免期間)

第4条 授業料を減免する期間は、当該学年を限度とする。ただし、第2条第2号に該当する場合については留学期間を限度とする。

(申請手続)

第5条 授業料の減免を受けようとする保護者または生徒（以下「申請者」という。）は、該当する要件に応じて、授業料減免申請書（第1号様式）に、別に定める必要書類を添えて、附属高等学校長（以下「校長」という）に提出するものとする。ただし、第2条第1号及び第4号に該当する場合は、所得（課税）証明願（第2号様式）を合わせて提出するものとする。

2 校長は、前項の申請を受理したときは、すみやかに実情を調査し、家庭状況調書（第3号様式）を添えて、これを理事長に提出しなければならない。ただし、第2条第2号に

該当する場合に限り家庭状況調書の作成を省略し、留学に関する証明書（第4号様式）を添えて提出するものとする。

（決定及び通知）

第6条 理事長は前条の手続きにもとづき減免することが適当と認めるときは、減免する額及び期間を決定し、奈良県立大学附属高等学校授業料減免について（第5号様式）により校長に、減免決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

（辞退）

第7条 減免の決定を受けた申請者（以下「減免決定者」という。）は、減免の期間内においてその理由が消滅し減免を受ける必要がなくなったときは、すみやかに授業料減免辞退届（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

（取消）

第8条 校長は、減免決定者が第2条に掲げる要件を欠くに至ったとき又は減免を受ける必要がなくなったにもかかわらず辞退届を提出しないときは、その旨を直ちに理事長に申し出るものとし、理事長はその申し出のあったとき、当該授業料減免の決定を取り消すものとする。

（その他）

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。